

衛生だより

令和2年度第6号（6月）発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

家畜の所有者の皆様へ(畜産業、ペット、動物園、研究施設等)

「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます！

令和2年4月3日に、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布され、**令和2年7月1日から**、全ての家畜の所有者※の皆様にも、「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられます。

※牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者は、1頭（羽）でも飼養している場合、ペットや研究用、動物園等の公開用であっても選任義務があります。

<「飼養衛生管理者」とは・・・>

- 衛生管理区域における、**飼養衛生管理の責任者**。
- **衛生管理区域ごと**に1人選任。 ※所有者自らが管理者となることも可能。
- 飼養衛生管理者の業務

① 衛生管理区域に出入りする人の管理
(チェック・指導等)

② 従業員への飼養衛生管理基準の
周知・教育等

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

管理者がこれらの業務を行うことで、家畜に接する全ての方(従業員等)が飼養衛生管理基準を理解し、適正な飼養衛生管理を実施いただき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底します。

「飼養衛生管理者」選任後

- 国・都道府県で飼養衛生管理者のメーリングリストを整備し、随時、家畜衛生に関する情報や飼養衛生管理に関する研修会の情報を送ります。
⇒⇒ 常に最新かつ正確な情報が、家畜に接する全ての方に行き渡るようになります。

※詳細は、別紙「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A を御参照ください。

★次ページをご覧ください、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者とその連絡先等について、家畜保健衛生所まで御報告ください。

～飼養衛生管理者の連絡先等の報告について～

★ **令和2年7月1日まで**に飼養衛生管理者を選任し、別紙「飼養衛生管理者報告書」により、北部家畜保健衛生所まで**ご報告**ください。

報告期限:7月17日(金)

※御登録いただいた個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

<報告方法>

I. 電子メールによる報告

確実に登録するため、**できる限り電子メールでの報告**をお願いします

①千葉県ホームページから報告書のエクセルファイル様式をダウンロード。

千葉県 飼養衛生管理者 等で検索するか、以下URLを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyouseiseikanrikijun.html>

※北部家保から様式をメールで送付することも可能です。御希望の方は、北部家保のメールアドレスまで御連絡ください。

北部家畜保健衛生所メールアドレス: hokubukahoml@mz.pref.chiba.lg.jp

②様式(エクセルファイル)に入力

③北部家保のメールアドレス宛てに報告

※ファイル送信の際は、個人情報保護のため、**添付ファイルを暗号化**してください。

暗号化で作成した**パスワードは、別メールで送信**してください。

(暗号化:エクセルの機能の「ブックの保護」→「パスワードを使用して暗号化」を選択)

II. FAX又は郵送による報告

①添付の様式を使用するか、ホームページから報告書のエクセルファイルを印刷し、必要事項を記入。

②北部家畜保健衛生所にFAX送信又は郵送。

★メールアドレスは、

普段使用している、携帯電話等のアドレスを登録してください！！

<報告先> 北部家畜保健衛生所

TEL. 0478-54-1291 FAX. 0478-54-5996

E-mail : hokubukahoml@mz.pref.chiba.lg.jp

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q1：「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか。

- **飼養衛生管理**は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者**全ての方が適切に実施することではじめて効果があるもの**です。
- 一方で、平成30年9月以降のCSF発生事例においては、ウイルスの特性に合わせた消毒方法の周知など、**最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかったという反省**があります。
- また、一部の家畜の所有者の皆様にも、**飼養衛生管理基準について正しくご理解いただけていない例もあったのではないかと**も考えています。
- このため、衛生管理区域ごとに**きめ細やかに情報提供をし、家畜に接する全ての皆様が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底すべく、飼養衛生管理者制度を新設**しました。

Q2：飼養衛生管理者の具体的な業務イメージが湧きません。結局何をすればよいのですか。

- 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）

- 衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、**飼養衛生管理基準の遵守をしているかチェックし、遵守していない場合には指導**していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

- 飼養衛生管理者の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと思います。
その上で、**研修会で得た情報等を、衛生管理区域内の従事者に共有し、その理解を醸成**していただきたいと思います。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

- 今後、国・都道府県において、**飼養衛生管理者のメーリングリスト**を構築します。このメーリングリストを活用し、**疾病の発生時に疫学的情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等**の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、**飼養衛生に関する研修会の開催情報等**を共有しますので、それらの情報に即して、**適時適切に対応**していただきたいと思います。

Q3：「衛生管理区域」とは何ですか。

- **衛生管理区域**とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、**家畜の所有者の皆様が農場に設定している区域**をいいます。
- ※ 一般的には**畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域**になります。なお、個別の農場によって異なる場合がございますので、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q4：家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか。

- 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。

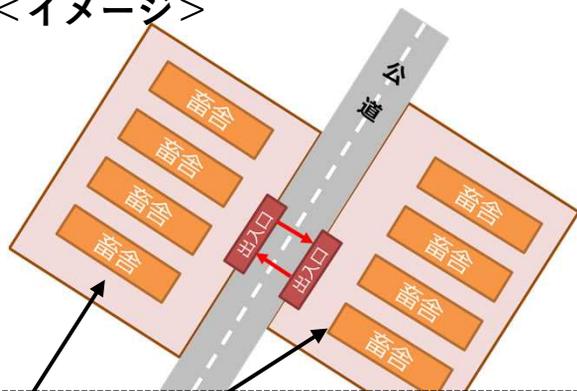
Q5：飼養衛生管理者に資格はありますか。

- 特段の資格要件はございません。
- 一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q6：全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか。

- 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと考えております。
- 一方で、右のイメージのように、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、**適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合**には、同じ方を選任していただいても結構です。

<イメージ>



適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなど

Q7：畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか。

- 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者（※）であれば、全ての方に選任義務があります。

※ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者

- このため、1頭（羽）でも対象動物（※）を飼養している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q8：飼養衛生管理者はどのように報告するのですか。また、変更があった場合にはどうすればよいですか。

- 令和2年度については、都道府県から別途お示しする様式に、選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所を記載の上、**令和2年7月1日まで**に最寄りの家畜保健衛生所までご提出ください。
- なお、変更があった場合には、**変更後速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の上記①～⑥の事項を家畜保健衛生所までご報告ください。**

〔※ 令和3年度以降は、毎年都道府県にご提出いただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書によりご報告いただく予定です。〕

Q9：なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか。登録したくない場合には、拒否することもできますか。

- 国・都道府県では、**メーリングリスト**を活用し、**家畜衛生に関する情報を適時共有**することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、**連絡先の登録については必須**とさせていただきます。
- また、疾病発生時においても、**迅速かつ確実に情報をお知らせ**できるよう、FAXや郵送ではなく**Eメールによる情報共有を原則**とします。
- なお、**メールアドレスやEメールを閲覧できる機器**をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いいたします。難しい場合は、Eメールの内容を**飼養衛生管理者に確実に伝達**することにご協力いただける**ご家族や所属する生産者団体等**が管理するメールアドレスをご登録ください。

Q10：飼養衛生管理者になると何か特別の責任を負うのでしょうか。また、仮に飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか。

- **飼養衛生管理者は、責任を持って、Q2の業務を実施**する必要があります。
- 飼養衛生管理者を選任しなかった場合は、場合によっては、**飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100万円以下の罰金**が科されるほか、**氏名の公表**が行われる可能性があります。
- また、**定期報告**において、**飼養衛生管理者の氏名、連絡先等**を報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、**30万円以下の過料**が科される可能性があります。

☆新たな飼養衛生管理基準が定められました☆

- 令和2年3月9日に、飼養衛生管理基準の改正が公布されました。
- 令和2年7月1日に施行され(一部の項目を除く)、同年11月1日に一部施行(防護柵、防鳥ネット)の後、令和3年4月1日に完全施行されます。

<主な改正項目>

I 家畜防疫に関する基本的事項

● 家畜の所有者の責務を新設

伝染性疾病の発生予防・まん延防止のため関係法令を遵守し、農場の防疫体制を構築し、衛生管理を行う

● 農場毎の衛生管理マニュアル※1の作成・従事者等への周知徹底を新設

(R3. 4. 1 ~)

● 衛生管理区域の考え方を明確化

衛生管理区域: 病原体の侵入・まん延防止を重点的に行う区域

● 放牧制限の準備措置を新設

(R3. 4. 1 ~)

III 衛生管理区域の衛生状態の確保

● 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設

③ 畜舎ごとの専用の衣服の使用

④ 畜舎間で家畜を移動させる場合の措置

専用の通路、ケージ、リフト等使用

● 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設(R2. 11. 1 ~)

防鳥ネットを畜舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫等に設置



● 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用を追加

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

● 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備を新設

① 大臣指定地域※2に立入った者の衛生管理区域への立入制限

過去1週間以内に海外から帰国した人も制限対象

② 安全な資材の利用

大臣指定地域で収穫された飼料、敷料でないか

● 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設(R2. 11. 1 ~)

防護柵設置、野生動物が隠れられる環境をなくすため、柵周辺の除草



● 肉を扱う事業所等から出される食品残さの飼料利用時の処理・管理の方法を改正(R3. 4. 1 ~)

攪拌しながら90度以上60分以上加熱し、加熱前後の交差汚染防止

● 更衣・車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

降車時のフロアマット使用(靴底からの汚染防止)、更衣前後の交差汚染防止として一方通行で、すのこを利用する等

IV 衛生管理区域からの病原体の散逸防止

● 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設

※1: マニュアルの案は6月頃に国から示される予定です。

※2: 大臣指定地域: いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域(千葉県も指定される見込み)